

梅ヶ丘拠点整備プラン（素案）

平成25年6月

世田谷区

目 次

1	整備プランの策定について	1
1	1 拠点整備の基本的な考え方	1
2	2 整備プランの策定について	3
2	敷地整備に係る概要	4
1	1 敷地概要	4
2	2 敷地・整備等に係る条件	4
3	土地利用計画	6
1	1 施設配置の基本的な考え方	6
2	2 棟構成	6
3	3 計画の内容	6
4	4 配置計画案	9
4	施設整備計画	10
1	1 区複合棟	10
2	2 民間棟	12
5	運営計画	14
1	1 基本的な考え方	14
2	2 拠点に整備する機能	14
3	3 区複合棟において整備する施設機能	18
4	4 民間棟において整備する施設機能	30
6	維持管理の考え方	41
7	全体調整の考え方	42
1	1 全体調整機能の内容	42
2	2 実施主体	44
8	事業手法	45
1	1 前提の整理	45
2	2 区複合棟、基盤整備	46
3	3 民間棟	46
9	事業者選定の考え方	47
10	事業経費	48
11	スケジュール、事業期間	49
1	1 スケジュール	49
2	2 事業期間	49
12	整備プラン策定に係る今後の予定	50

1 整備プランの策定について

1 拠点整備の基本的な考え方

世田谷区(以下「区」という。)では、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現に向け、地域における多様で柔軟なサービス提供やサービス基盤の整備を計画的に進めている。

一方、将来の区の保健福祉を展望し、社会状況の変化に応じた新たなサービスや、地域での着実なサービス提供を一層推進するため、保健医療福祉の連携のもと、地域のサービスをバックアップするとともに、先駆的な取り組みによりリードしていく全区的な拠点づくりが必要となっていた。

こうした中、保健医療福祉施設が集積しており、ユニバーサルデザイン環境整備推進地区に指定され、やさしいまちづくりを推進するなど、区の福祉のまちづくりの象徴的な地域である梅ヶ丘駅周辺地区に位置する都立梅ヶ丘病院が、都立病院の再編整備により、小児総合医療センター(府中市)に移転統合された。

区は、この機会をとらえ、梅ヶ丘病院の跡地に、保健医療福祉の拠点を整備し、地域でのサービスとともに車の両輪となって、今後の世田谷の地域福祉を推進していくこととした。

以下にこの拠点整備に係る基本的な考え方を示す。

(1) 全区的な保健医療福祉の拠点づくり

拠点の役割としては、専門性の集積や質の高いサービスを提供できる人材の育成等により地域・地区の拠点やサービス事業者を支援する「身近な地域のサービスをバックアップ・補完する機能」と、地域での活動を牽引するようなモデルを発信する「今後の取り組みをリードしていく先駆的機能」が求められる。

この2つの大きな役割のもと、拠点では、次の4つの機能を整備する。

- ①安心して在宅療養・地域生活を送るための相談支援及び情報提供を行うとともに、保健医療福祉を支える人材を確保・育成する「相談支援・人材育成機能」
- ②健康づくりの総合的な推進や、病気の予防・早期発見による区民の健康づくり支援を担う「健康を守り、創造する機能」
- ③介護や医療が必要な高齢者が病院等から在宅復帰する際、また在宅で療養生活を送る場合に、地域で安心して暮らし続けられるよう支援する「高齢者等の在宅復帰・在宅療養支援機能」
- ④介護や医療を含め支援が必要な障害者が病院等から地域移行する際、また地域での生活を継続する場合に、安心して暮らし続けられるよう支援する「障害者の地域生活への移行・継続支援機能」

この4つの機能を一体的に整備し、相互に連携強化を図ることで、先駆的なモデルを提示するとともに、身近な地域でのきめ細かなサービス提供の支援に寄与することを目指す。

(2) 地域環境との共生

この拠点整備は、大規模な土地利用の更新ともなることから、周辺地域への影響や、街づくりとの関係についても考慮し、地域環境との共生を図る必要がある。

その視点としては、以下のとおりである。

- ・ユニバーサルデザインの理念を基調としたやさしいまちづくりとの調和
- ・周辺地域の緑との連続性に配慮したみどり豊かな環境の創出
- ・省エネルギー設備の導入等を通じた環境負荷の低減
- ・オープンスペースや通り抜けの確保、安全な歩行者空間の確保等による地域の防災性・安全性の向上
- ・周辺地域に配慮した施設整備と景観形成
- ・東日本大震災を踏まえた防災拠点としての整備

(3) 多様な交流の創造

福祉のまちづくりの象徴的な地域に位置する梅ヶ丘病院跡地における事業展開にあたっては、拠点機能の発揮にあわせて、世代や障害の有無等を超えた多様な交流を生み出していく必要がある。

拠点施設利用者の社会参加や、多様な目的を持った利用者の交流、多世代交流、周辺地域との連携等を進めることで、積極的に相互理解を醸成し、全区に発信していく。

(4) 公民連携による事業実施

この拠点は、サービスが多岐にわたり、専門性も高いことから、区と民間事業者との適切な役割分担と連携・協力により、効果的な施設整備やサービス水準の維持、向上を図っていく必要がある。

具体的には、区が東京都から梅ヶ丘病院跡地の一部を取得し、敷地の基盤整備を行ったうえで、敷地の約半分を利用し健康づくり等に係る区の施設を整備・運営するとともに、他の半分を社会福祉法人等の民間事業者へ貸し付け、事業者が高齢者・障害者支援施設を整備・運営し、相互協力のうえ拠点機能を果たす公民連携の枠組みにより実施する。

2 整備プランの策定について

この拠点の整備については、「世田谷に求められる保健医療福祉サービスの中長期的なあり方」等の調査研究や、学識経験者による検討を経て、平成23年3月に「梅ヶ丘病院跡地利用基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定し、1で述べたような総合的な保健医療福祉サービスの拠点機能を整備する方向性をまとめた。

平成24年11月には、基本構想の検証と具体化を図り、「梅ヶ丘病院跡地利用基本構想・調整プラン」(以下「調整プラン」という。)を策定し、跡地取得(事業化)を決定した。

本「梅ヶ丘拠点整備プラン」(以下「整備プラン」という。)は、調整プランに示した施設機能の詳細化や事業の枠組みの整理等を行い、拠点整備に関する基本計画として取りまとめるものである。

2 敷地整備に係る概要

1 敷地概要

[所在地] 世田谷区松原6-37

[敷地面積] 約16,500㎡

[用途地域] 第1種住居地域

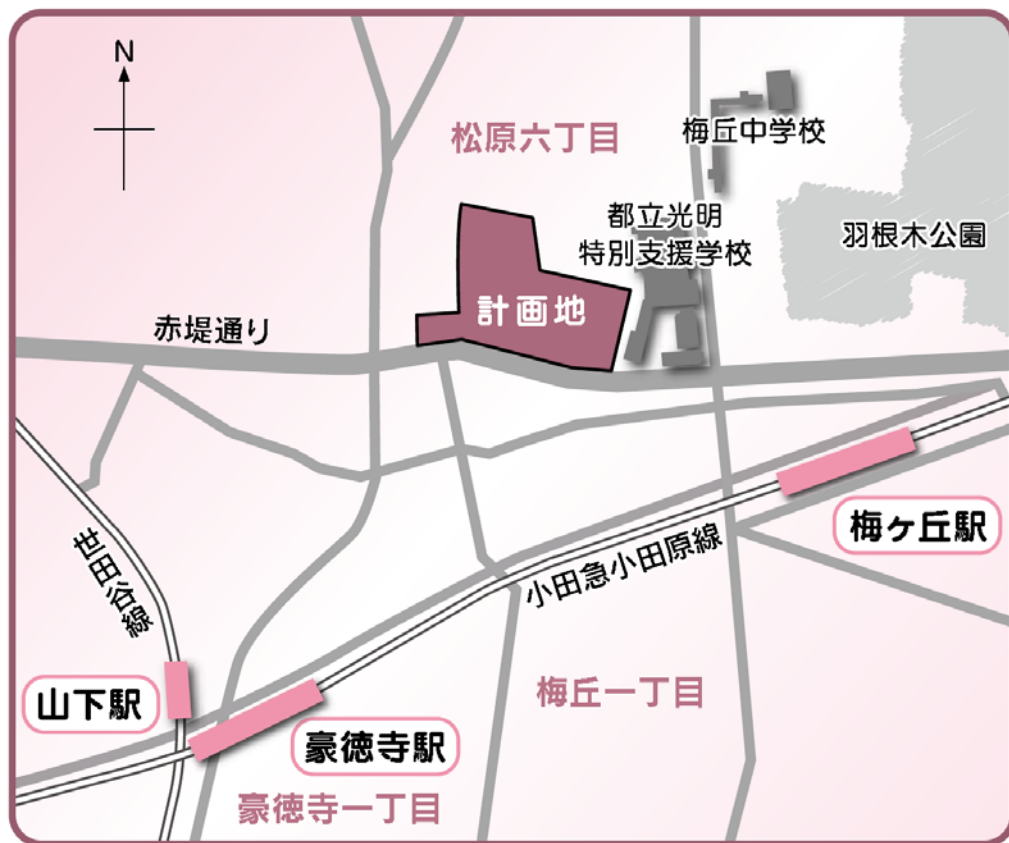
[容積率] 200%

[建ぺい率] 60%

[防火指定] 準防火地域

[高度地区] 45m第2種高度地区

[日影規制] 5mライン 2.5時間 10mライン 4時間 測定面 平均GL+4m



2 敷地・整備等に係る条件

- ・道路拡幅(都市計画法)
- ・風景づくり(景観法、世田谷区風景づくり条例)
- ・駐車場(東京都駐車場条例、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例)
- ・緑化(世田谷区みどりの基本条例)

- ・環境空地(世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例)
 - ・防火水槽(世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例)
 - ・街づくり(世田谷区街づくり条例)
 - ・環境配慮(世田谷区環境基本条例)
 - ・ユニバーサルデザイン(世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例)
 - ・雨水流出抑制施設(世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱)
- 等

3 土地利用計画

1 施設配置の基本的な考え方

- ・区取得面積 16,500 m²のうち、区利用地、民間利用地それぞれの敷地面積を 7,500～8,000 m²程度とし、公園、広場、地上緑化部分、駐車場、その他付属施設等を含めた配置計画を検討し、公園、防災・交流広場については 3,000 m²程度の規模を確保する。
- ・区が整備する施設(以下、「区複合棟」という。)は延床面積 15,000 m²程度、周辺環境への配慮から敷地の西側 5 階建て程度とし、災害時の対応を視野に地下利用を検討する。
- ・民間事業者が整備する施設(以下、「民間棟」という。)は、必置の機能(調整プランで示した施設機能)に事業者提案の機能を加え、延床面積 15,000 m²程度、7～8 階建てを基本に検討する。
- ・防災・交流広場は、区複合棟、民間棟をつなぐ拠点としての一体性や、地域交流・災害時に重要な役割を担うオープンスペースとして、災害時等の機能面から配置の検討を行う。
- ・敷地には塀等を極力設けず、地域に開かれた空間をイメージできるようにする。また梅ヶ丘駅、豪徳寺駅からの徒歩利用者を考えたアプローチを検討する。
- ・小型バス、自動車等の利用を想定し、敷地内の車両動線、乗降スペース等を確保する。

2 棟構成

この拠点整備では拠点施設としての建物整備に加え、公園、防災・交流広場、環境空地、駐車場等の屋外スペースも合わせて整備する。

区複合棟・民間棟間の連携、防災・交流広場の効果的配置、各棟の運営計画による施設整備など拠点に求められる機能面と、日影規制等による建築制限、周辺環境への配慮など、敷地形状や関係法令・条例等の諸条件面による建物配置を総合的に勘案した結果、交流機能等が無理なく計画できることから、区複合棟、高齢者支援施設と障害者支援施設合築棟(民間棟)の 2 棟構成を基本に検討を進める。

民間棟においては単なる合築にとどまらず、施設共有(共有が可能な諸室)、機能連携等、合築であることを最大限に利用できる計画とする。

3 計画の内容

(1) 建物配置計画

計画建物は区複合棟及び民間棟の 2 棟により構成されるが、それぞれ南側の赤堤通りからアクセスできるように東西に並べて配置する。周辺環

境に配慮し、西側に建物高さが低い区複合棟、東側に民間棟を配置する。

(2) 動線計画

①歩行者動線

車・歩道分離等により、歩行者が本拠点に安全に出入りできる動線整備を検討する。

②車両動線

- ・区複合棟と民間棟ともに乗用車及び小型バスの乗降スペースを確保し、利用者が直接建物にアプローチできる計画とする。
- ・車両進入路については、歩行者の安全、周辺道路との関係等を考慮し、建物の計画等にあわせて検討する。

③駐車場計画

東京都駐車場条例に基づき、各建物(敷地)とも附置義務台数を満たすことに加え、運用等に応じた必要台数を確保する。初期救急外来者も含めた施設利用者の利便性、レントゲン車の駐車スペース等も見据えた駐車場配置計画を検討する。

④回遊動線の整備

敷地内に歩行者用通路及び歩道状空地を設置し、周辺の羽根木公園、北沢川緑道を含めた歩行者の回遊動線を形成する。

⑤バスベイ設置の可能性についての検討

施設の利用形態、地域住民のニーズ等を考慮し、設置の可能性について関係機関と協議する。

(3) 緑化計画

「世田谷みどり33」を踏まえ、羽根木公園、北沢川緑道と連続した緑の整備、また、周辺環境への配慮も含め、世田谷区みどりの基本条例に基づく緑化基準に5ポイント程度上乗せした整備を目標とする。

(4) 公園、防災・交流広場等

- ・敷地内に広場を設け、住民が利用できるオープンスペースとして整備する。
- ・平常時は住民の憩いの場、オープンカフェ、イベント等の活用スペースとして使用するが、災害時にはオープンスペースとして重要な役割を担うことから災害時の機能面からも有効活用できる配置計画とする。
- ・敷地周辺には極力塀等を設けない、開放的な空間を確保する。

(5) 災害時対応

区複合棟には、災害時は医療関係団体と共同して世田谷区医療救護本部を設置し、区全体の医療活動拠点としての機能を果たすため、緊急車両の進入方法・動線・駐車場等も含め災害時の転用を想定してレイアウトを決定する。

(6) ユニバーサルデザイン

- ・当該地域一帯の「ユニバーサルデザイン環境整備推進地区」と調和する、ユニバーサルデザインの理念を基調とした施設計画とする。
- ・高齢者、障害者、子どもに配慮した歩行空間、誘導用ブロックの適切配置、案内表示等の整備を行う。

(7) その他



本整備プラン(素案)では、現状と同様に保健センターと世田谷区医師会館が一体の建物にあると仮定し、区複合棟の延床面積の一部として算入している。詳細については、引き続き協議する。

4 配置計画案

以上の点を踏まえたうえで、公園、防災・交流広場の配置、周辺環境との調和などの観点から、次の2案を基本に配置計画を検討する。

それぞれの案についての比較は、以下のとおりである。

■配置計画比較表

	A案	B案
配置計画		
案の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・北側及び建物間にオープンスペースを配置した案 ・赤堤通り側に建物を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤堤通り側及び建物間にオープンスペースを配置した案 ・北側に建物を寄せた配置
オープンスペース (公園、防災・交流広場)	<ul style="list-style-type: none"> ・北側は民間棟の影になる ・赤堤通り側からの視認性が悪く、防犯への配慮が必要 ・西側オープンスペースが孤立しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤堤通りを含めた一体的な開放感のある配置となる ・歩道状空地などを含めた利用計画が可能 ・赤堤通り側からの視認性が非常によく開放感がある
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・B案に比べ建物配置・形状の自由度が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・A案に比べ日影規制について慎重な検討が必要
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・赤堤通り側及び建物地下への配置が想定され、車両アプローチは赤堤通り側が想定される 	<ul style="list-style-type: none"> ・北側及び建物地下への配置が想定され、車両アプローチは東側が想定される
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・赤堤通りに近接しているため、建物による圧迫感が生じる ・現況の街並みイメージに近い 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤堤通りから後退しているため、建物による圧迫感が少ない ・ゆとりのある街並み創りとなる

4 施設整備計画

1 区複合棟

(1) 施設規模

① 延床面積

15,000 m²程度とする。

② 階数

延床面積、各施設規模、近隣への配慮等を踏まえ、地下1階・地上5階建て想定とする。また、駐車場の一部及び地下階設置が望ましい施設(機械室、倉庫、非常用電源、高度医療機器検査室等)を地下階に配置する。

(2) 施設概要

以下の施設を整備する。

- 保健センター
- 初期救急診療所・薬局
- (仮称)認知症在宅支援センター
- 福祉人材育成・研修センター
- 世田谷区医療救護本部
- 飲食スペース(喫茶程度想定) 等

(3) アプローチ計画

区複合棟の正面出入口のほか、施設の特長(初期救急診療所・薬局、検(健)診・検査室)、その他利用動線(地下出入口)等を考慮し、出入口を設定する。

(4) 災害時対応

- ・災害や健康危機発生時を想定し、必要な諸室の整備を図る。
- ・医療救護本部、情報連絡室、医療救護所支援、医薬品ストックセンター機能を整備するほか、医療ボランティアの活動拠点スペースの整備も図る。通常はホール、会議室、研修室等として運用している諸室及び駐車場等を、これら機能の活動スペースに転用することでスペースの有効活用を図る。
- ・非常用電源等、災害時対応に必要な設備を確保する。
- ・1階に設けるエントランスホールは、広場を含めた一体利用も検討する。

(5) 省エネルギー

- ・今後の技術動向を踏まえながら、節電・節水等の省エネルギー設備の導入、太陽光・太陽熱の利用、地下水、雨水再利用等、自然エネルギーの利活用を積極的に取り入れ、省エネ・創エネ両面から環境負荷の低減を図る。
- ・通風による換気、自然光による採光等を最大限活用し、高断熱化とあわせてエネルギー依存を低減する計画とする。

(6) 将来需要への対応

将来の間仕切り壁位置変更、設備増強等の改修工事を想定した施設計画とする。

(7) 機能別想定面積

区複合棟の各施設の想定面積(「その他」を除く各施設の面積は、廊下等の共用部を含まない専有諸室の合計)及び主たる諸室を以下に整理した。

なお、想定面積については今後変更する可能性がある。

棟	施設名	想定面積	主たる諸室
区 複 合 棟	保健センター	約 4,100 m ²	各種診察・検(健)診・検査室、内視鏡室、放射線撮影室、運動指導室、機能評価室、各種指導室、研修室、会議室、管理諸室 等
	初期救急診療所・薬局	約 300 m ²	診察室、処置室、薬局、待合 等
	(仮称) 認知症在宅支援センター	約 350 m ²	相談室、事務室 等
	福祉人材育成・研修センター	約 1,500 m ²	ホール、研修室、実習室、面接室、相談室 等
	世田谷区医療救護本部	約 400 m ²	医薬品及び物品備蓄スペース(医療救護所支援物品、要医療者支援物品、健康危機管理対策用物品等)(約 400 m ²)のほか、災害時は会議室、研修室等も転用使用
	エントランスホール	約 1,100 m ²	各施設の利用動線を考慮した主玄関としてスペースを共有するほか、災害時は要援護者の一時的な受入れスペース等へ転用
	駐車場	約 1,000 m ²	
	その他	約 6,250 m ²	飲食スペース(喫茶程度想定)、廊下、階段、エレベーター、トイレ、機械室 等
	合 計	約 15,000 m ²	

2 民間棟

(1) 施設規模

①延床面積

15,000 m²程度とする。

②階数

共同生活室(居間、食堂)を中央に配置し、その周囲に居室を配置するユニットタイプの高齢者・障害者支援施設を有することから4ユニット／階を想定。その他施設の内容も含め、地上7～8階建て想定とする。ただし、今後の詳細検討によっては地下階設置も想定する。

(2) 施設概要

以下の施設を整備する。

○高齢者支援施設

介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問看護ステーション、療養通所介護、事務諸室、厨房等附属施設、交流スペース(災害時二次避難所として利用)、事業者提案の機能 他

○障害者支援施設

施設入所支援、日中活動(生活介護)、日中活動(自立訓練)、ショートステイ、児童発達支援、放課後等デイサービス、基幹相談支援センター、相談支援事業所、事務諸室、厨房等附属施設、地域交流スペース(災害時二次避難所として利用)、事業者提案の機能 他

(3) アプローチ計画

①歩行者動線・車両動線

土地利用計画による動線計画に準ずる。

②出入口

各施設の特性を考慮し、出入口を設定する。

(4) 災害時対応

- ・要援護者の二次避難所として利用可能なスペース(地域交流スペース等)の確保等を考慮するとともに、広場を含めた一体利用も検討する。
- ・非常用電源等を整備し、医療的ケア等の確実な継続を確保する。

(5) 省エネルギー

- ・今後の技術動向を踏まえながら、節電・節水等の省エネルギー設備の導入、太陽光・太陽熱の利用、地下水、雨水再利用等、自然エネルギーの利活用を積極的に取り入れ、省エネ・創エネ両面から環境負荷の低減を図る。
- ・通風による換気、自然光による採光等を最大限活用し、高断熱化とあわせてエネルギー依存を低減する計画とする。

(6) 将来需要への対応

将来の間仕切り壁位置変更、設備増強等の改修工事を想定した施設計画とする。

(7) 機能別想定面積

民間棟の各施設の想定面積(「その他」を除く各施設の面積は、廊下等の共用部を含まない専有諸室の合計)及び主たる諸室を以下に整理した。

なお、想定面積については今後変更する可能性がある。

棟	施設名	想定面積	主たる諸室
民間棟	高齢者支援施設	約 5,900 m ²	介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問看護ステーション、療養通所介護、事業者提案の機能 等
	障害者支援施設	約 4,900 m ²	施設入所支援、生活介護、自立訓練、ショートステイ、児童発達支援、放課後等デイサービス、基幹相談支援センター、相談支援事業、事業者提案の機能 等
	その他	約 4,200 m ²	廊下、階段、エレベーター、機械室 等
	合 計	約 15,000 m ²	

5 運営計画

1 基本的な考え方

1-1 拠点整備の基本的な考え方で述べたとおり、拠点が担うべき役割は、専門性の集積や質の高いサービスを提供できる人材の育成等により地域・地区の活動やサービス事業者を支援する「身近な地域のサービスをバックアップ・補完する機能」と、地域・地区での活動を牽引するモデルとなるような「今後の取組みをリードしていく先駆的機能」の2つである。

こうした拠点機能を実現するため、区複合棟では、移転する保健センター、福祉人材育成・研修センターが中心的な役割を果たしていく。具体的には、保健センターにおいてはこれまで行ってきた福祉や医療に関する情報提供・相談支援、区民の健康増進に向けた指導、普及啓発や地域医療のバックアップ機能のさらなる強化に加え、こころの相談などを拡充する。福祉人材育成・研修センターにおいては、高齢・介護、障害福祉、子ども、保健医療分野の事業所で働く専門職員(スタッフ)を対象にした研修、また拠点内の高齢者・障害者支援施設との連携や交流による人材育成、さらに区内事業所への人材確保機能の強化を図り、地域で提供されるサービスの質の向上や安定的確保を支援する。

民間棟では、高齢者・障害者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための拠点機能を果たしていく。高齢者支援施設としては、介護老人保健施設を整備し、医療機関からの在宅復帰支援と在宅療養生活の継続を支援する機能を充実させる在宅強化型とするとともに、痰(たん)の吸引や胃ろうによる経管栄養等の医療的ケアが必要な高齢者の受入れ、ターミナルケアにも対応することで、世田谷らしい地域包括ケアシステムをリードする。また、障害者支援施設としては、地域生活への移行を目指す通過型の施設入所支援を中心に整備し、医療的ケアを行う障害者福祉施設として機能充実を図る。

さらに、相互に関連する機能・施設の連携、情報の収集と発信、スタッフ間のネットワーク機能等の構築等による先駆的事業の実践、利用者だけでなく周辺住民や地域との連携、多世代の交流を図るための交流プログラムの企画などを通じ、公民連携で健康づくり、高齢者福祉、障害者福祉に関するサービスを総合的に提供しつつ区全体をネットワークするとともに、多様な交流を実現する世田谷にふさわしい新しい総合的な保健医療福祉の拠点づくりを目指す。

2 拠点に整備する機能

上記1の整理のもと、「相談支援・人材育成機能」、「健康を守り、創造する機能」、「高齢者等の在宅復帰・在宅療養支援機能」、「障害者の地域生活への移行・継続支援機能」の4つの機能を整備する。それぞれの整備内容は次

のとおりである。

なお、「相談支援・人材育成機能」、「健康を守り、創造する機能」はおおむね区複合棟において整備し、「高齢者等の在宅復帰・在宅療養支援機能」、「障害者の地域生活への移行・継続支援機能」は民間棟において整備する。

○相談支援・人材育成機能

機能・施設	主な内容・考え方
保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談・指導の拡充 ・医療相談、こころの健康相談の拡充 ・障害者等へのリハビリ相談、住宅改造、福祉用具等の専門相談
(仮称)認知症在宅支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問サービスによる在宅支援、家族支援、普及啓発・情報発信、技術支援・連携強化、人材育成の5つの機能を備える
福祉人材育成・研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材育成・研修センターの移転、機能拡充 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・区内事業所、従事者への支援 ・福祉専門人材(高齢・介護、障害福祉、子ども、保健医療分野)の育成(専門性向上、スキルアップ等)、離職している専門人材の発掘・確保等 ・区内事業所への福祉人材確保の支援／就職面接会等の実施 ・地域のリーダーへの支援 </div>
児童発達支援 基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設(民間棟)に整備

○健康を守り、創造する機能

機能・施設	主な内容・考え方
保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターの移転と機能拡充 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・検査・検(健)診、医療機関支援 ・健康増進・健康づくりの普及啓発 ・地域の人材育成及び地域活動団体支援拠点 </div>
初期救急診療所（小児科・内科）	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども初期救急診療所(松原6丁目施設)と初期救急診療所(保健センター内)を移転統合
世田谷区医療救護本部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報収集機能、医療救護所の支援機能、医療ボランティアの受入れ(派遣)機能、医薬品ストックセンター機能等、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との共同による運営

○高齢者等の在宅復帰・在宅療養支援機能

機能・施設		定員等	備考
拠点機能	介護老人保健施設	定員 80 名	在宅強化型 一般療養棟(定員 40 名)、 認知症専門棟(定員 40 名)
	短期入所療養介護	定員20名	介護老人保健施設内
	通所リハビリテーション	定員30名	
	訪問看護ステーション	定員 30 名/日	
	療養通所介護	定員 9 名	
提案事業	(例) 地域密着型特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問介護、居宅介護支援 等		

○障害者の地域生活への移行・継続支援機能

機能・施設		定員等	備考	
拠点 機能	施設入所支援 (地域生活支援型) ※日中活動と一体	施設入所支援	定員60名	
		生活介護	定員60名 (うち10名拠点外通所)	
		自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	定員20名 (うち10名拠点外通所)	
	ショートステイ	短期入所	定員20名	緊急受入用を確保する
	児童発達支援	児童発達支援事業	定員50名	
		障害児相談支援		
		保育所等訪問支援		
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	定員 50 名		
基幹相談支援センター	基幹相談支援センター			
相談支援事業所	指定一般相談支援 指定特定相談支援			
提案事業	(例)居宅介護事業、就労移行事業、就労継続支援事業 等			

3 区複合棟において整備する施設機能

区複合棟においては、以下の5つの施設機能を導入する。

ただし、保健医療福祉の災害時等拠点については、区複合棟の各施設を災害時等において転用することを基本に、当該機能を確保する。

- 保健センター(移転)
- 初期救急診療所・薬局(移転)
- (仮称)認知症在宅支援センター(新設)
- 福祉人材育成・研修センター(移転)
- 世田谷区医療救護本部(新設)

(1) 保健センター

保健センターにおいては、これまで担ってきた地域の医療機関等をバックアップする機能に加え、福祉や医療に関する情報提供・相談支援や地域医療のバックアップ機能をさらに強化すべく、以下の6つの機能の導入を図る。

① 導入機能

(a) 検査・検(健)診、医療機関支援

i 目的

検査・検(健)診、医療機関支援機能においては、区民の健康保持増進や地域医療のバックアップとして、保健センターがこれまで取り組んできた検査・検(健)診機能を移設するとともに、これまで培った専門的スキルやノウハウ、検(健)診データ等を活用した区民の健康に関する調査分析等に取り組む。さらに医師会等との連携を強化することにより、先駆的な検査・検(健)診機能の研究や地域医療機関への合同研修の実施等を通じ、地域医療のバックアップ及び資質の向上を図る。

ii 事業項目

- ・ 疾病予防の各種健(検)診の実施
- ・ 障害者健診の実施
- ・ がん検診の実施(胃がん、乳がん、大腸がん、子宮がん等)
- ・ がん検診の精度管理
- ・ 特定保健指導の実施
- ・ 保険診療による検査事業の実施
- ・ 地域の医療機関支援

- ・区民の健康に関する調査分析

iii 施設整備

施設面では、診察、検査、検(健)診、放射線撮影室等の高度医療機器等を備えた諸室を整備する。

(b)健康増進・健康づくりの普及啓発

i 目的

健康増進・健康づくりの普及啓発機能においては、保健センターがこれまで取り組んできた、メディカルチェックに基づく区民一人ひとりへのきめ細かな健康増進指導や、地域の健康づくり支援など、民間では成しえない健康づくりの支援機能等に移設し、区民の健康保持・増進や地域・地区における多様な健康づくり活動を引き続き積極的に支援する。さらに、世田谷保健所、総合支所等の役割やあり方等を踏まえつつ、相互に連携を図りながら、区の目指す健康づくり支援機能の充実を図る。

ii 事業項目

- ・区民全体に対する健康教育事業、健康情報発信
- ・地域の活動の場の提供による区民活動支援機能等
- ・区民ニーズに対応した先駆的健康増進・健康教育事業の開発研究と実施
- ・壮年期の健康づくり支援(区内事業者支援を含む)
- ・その他の健康づくり支援(健康増進施設の事業運営ほか)

iii 施設整備

運動や健康増進のための指導室、健康度測定・検査室、栄養管理指導室(厨房付き)、マシントレーニングルーム、ロッカールーム及びシャワー室等の諸室を整備する。

(c)地域の人材育成及び地域活動団体支援拠点

i 目的

地域の人材育成及び地域活動団体支援拠点では、地域活動支援の一環としてこれまで取り組んできた、運動指導のボランティアリーダーの養成を引き続き行う。また、そのノウハウを活用し、健康・栄養のアドバイザーとしての健康ピアサポーターや、自殺防止を目的とした地域の身近な相談者としてのゲートキーパーの養成等、地域における健康づくり支援リーダー育成の分野を拡充する。

- ii 事業項目
 - ・地域の人材育成（地域での運動指導のボランティアリーダーの養成、ゲートキーパーや健康ピアサポーター等の養成）
- iii 施設整備
 - 健康増進・健康づくりの普及啓発機能等のために整備する諸室や会議室、研修室等を効果的に活用する。

(d) 相談支援

i 目的

相談支援機能では、保健センターの移転に合わせて、健康相談・指導を充実する。自殺予防対策を含めたこころの健康相談を実施するほか、保健医療の各種専門相談(栄養、健康、メンタルヘルス)、がんの療養相談を実施する。

こころの健康相談については、できるだけ早期の相談に対応できるような機能を持たせ、思春期、青年期の相談を受ける。中部総合精神保健福祉センターや都立松沢病院等との連携を図りつつ、総合支所や世田谷保健所及び拠点の役割を明確にしたうえで、こころの健康に関する拠点を形成する。

ii 事業項目

- ・高齢者、障害者、がん患者等の在宅療養相談
- ・アクセスしやすいこころの相談と地域の精神保健健康相談へのつなぎ
- ・思春期、青年期に特化した相談と支援
- ・自殺防止策として情報提供、啓発、人材育成の拠点

iii 施設整備

相談室・情報展示室等の諸室を整備する。

(e) 専門相談

i 目的

専門相談機能としては、総合福祉センターで実施している、専門職員による障害者等への助言・指導、リハビリ相談、専門医による障害等に関する判定・評価と指導、住宅改造アドバイスと障害者支援施設等の技術支援の機能を移転する。

ii 事業項目

- ・専門相談(専門職員による障害者等への助言・指導、リハビリ相談、補装具やシーティングの評価・助言、補聴相談、福祉用具の相談の実施)

- ・ 専門医相談(専門医による発達の遅れや高次脳機能障害に関する判定・評価と指導助言の実施)
- ・ 住宅改造アドバイスと障害者施設等の技術支援

iii 施設整備

相談室、機能評価室等の諸室を整備する。

(f) 区民活動支援

i 目的

区民の健康づくりの拠点機能として、地域活動・障害者団体活動支援の機能を形成する。

ii 事業項目

- ・ 地域の活動の場の提供による区民活動の支援等

iii 施設整備

会議室等の諸室を整備する。

②運営のあり方

運営の形態については、今後も引き続き検討を行う。

(2) 初期救急診療所・薬局

初期救急診療所・薬局においては、夜間や休日の初期救急医療の中核として、以下の機能の導入を図る。

①導入機能

(a) 初期救急診療

i 目的

子ども初期救急診療所と保健センター内の初期救急診療所(内科)を移転統合し、設備等の充実を図る。

ii 事業項目

- ・ 夜間や休日の初期救急医療の中核となる診療所(内科・小児科)・薬局

iii 施設整備

診察室、処置室、待合室、薬局等の諸室を整備し、共有スペースの待合への活用等に配慮する。

②運営のあり方

運営の形態については、今後も引き続き検討を行う。

(3) (仮称)認知症在宅支援センター

(仮称)認知症在宅支援センターにおいては、区における認知症ケアモデルの構築を進めていくための専門的かつ中核的な全区の拠点として、以下の5つの機能の導入を図る。

①導入機能

(a)訪問サービスによる在宅支援

i 目的

認知症や認知症が疑われる人の本人の居宅を訪問し、認知症に関する情報提供や、医療・介護サービスの円滑な導入等の支援をアウトリーチで実施することにより、早期対応による認知症症状の進行遅延、徘徊等の行動・心理症状の予防、本人の自立生活の支援及び家族の介護負担の軽減等を図ることを目的とする。

ii 事業項目

- ・初期集中支援チームによる早期対応や早期支援(看護師・医師等からなる認知症支援のための専門チームの設置)、あんしんすこやかセンターへの専門的な支援(バックアップ)、認知症の人と家族への初期アセスメント、おおむね6か月間の継続的なケアの提供、家族等に対する助言のアウトリーチなど)

iii 施設整備

カンファレンスルーム、更衣室等の諸室を整備する。

なお、地域連絡会議は福祉人材育成・研修センターの研修室の共用を想定する。

(b)家族支援

i 目的

全区的な家族向け講座の実施や家族会の運営支援、家族会同士のインフォーマルなネットワークづくりを推進することにより、家族介護者の孤立の解消、心理的負担の軽減を図ることを目的とする。

ii 事業項目

- ・家族介護者のための全区的な勉強会の企画・実施
- ・家族会立上げ支援及び運営支援
- ・家族会同士のネットワークづくり
- ・対象別の家族交流会の実施

iii 施設整備

施設面では、相談室等必要な諸室を整備する。

なお、相談室は福祉人材育成・研修センターの研修室の共用を想定する。

(c) 普及啓発・情報発信

i 目的

区内の認知症に関する実態把握、対応困難事例の支援方法等のノウハウの蓄積、認知症の本人や家族等が交流し支えあう居場所づくり等に取り組むとともに、これらの情報について区民や関係機関等に対して普及啓発や広く情報発信を行うことを目的とする。

ii 事業項目

- ・全区的な実態把握、支援に係るノウハウの蓄積及び人材育成へのデータ活用
- ・交流、情報共有、情報発信ができる本人及び家族の居場所づくりの立ち上げ支援と支援継続
- ・インフォーマルサービス等の情報収集、区民、あんしんすこやかセンター等への情報発信

iii 施設整備

保管庫等必要なスペースを確保する。

(d) 技術支援・連携強化

i 目的

カンファレンスや事例検討でのスーパーバイズの提供、医療や介護の連携推進や地域の関係機関との協力関係づくりのための連絡会議等の開催により、認知症に関する相談・支援の質の向上及び医療と福祉の連携推進を図ることを目的とする。

ii 事業項目

- ・在宅支援に関するスーパーバイズの実施
- ・認知症地域連携会議の実施

iii 施設整備

カンファレンスルーム等の諸室を整備する。

なお、地域連携会議は福祉人材育成・研修センターの研修室・ホールの共用を想定する。

(e) 人材育成

i 目的

世田谷区福祉人材育成・研修センターの認知症関連の研修支援

及び認知症サポーターの養成や区民人材の活動支援を行うことにより、認知症に関する医療・介護の専門職の実務的なケア能力の向上や、地域で認知症の人と家族を支援する人材を増やすことを目的とする。

ii 事業項目

- ・認知症に関する専門研修の企画立案、専門講師の派遣
- ・区民人材の育成や活動支援

iii 施設整備

相談室等の諸室を整備する。

なお、研修室は福祉人材育成・研修センターの研修室・ホールも活用する。

②運営のあり方

運営の形態については、今後も引き続き検討を行う。

(4)福祉人材育成・研修センター

福祉人材育成・研修センターにおいては、高齢・介護分野、障害福祉分野、子ども分野、保健医療分野を含めた福祉人材育成の総合的な拠点として、世田谷の保健福祉の向上を目指し、以下の7つの機能の導入を図る。

①導入機能

(a)人材確保

i 目的

人材確保機能においては、区の保健福祉を支える区内事業者・従事者への支援を行うため、高齢者・障害者の介護、子ども、保健医療分野の就業に向け、福祉の現場の理解を深める研修や介護人材の養成研修を実施する。

また、離職中の有資格者に積極的に働きかけ、人材の発掘を図る。

ii 事業項目

- ・高齢・介護及び障害福祉分野
…介護人材の確保・育成から就業までの支援
多様化する障害特性に対応できるスキルの高い人材の育成
- ・子ども分野…保育人材の確保に向けた、人材の発掘及び就労支援の実施
- ・保健医療分野…訪問看護師や在宅療養支援診療所の看護師の確

保に向けた、離職中の有資格者への働きかけの実施

- ・就労支援…人材の紹介権を有する関連機関との連携

iii 施設整備

ホール(約 450 m²)、就職相談室、研修室等の諸室を整備する。

(b)人材の定着促進

i 目的

人材の定着促進機能では、福祉従事者の定着率の向上を目的に、相談業務や階層別研修等を実施し、福祉専門人材の定着を図る。

ii 事業項目

- ・分野共通…管理者及び従事者の就業やメンタル等の相談業務、情報交換や交流促進の支援
- ・高齢・介護及び障害福祉分野…新任職員研修や中堅職員研修等の階層別研修やフォローアップ研修等の実施
- ・保健医療分野…新規就業看護師の定着に向けた取組みの実施

iii 施設整備

研修室、面接室等の諸室を整備する。

(c)サービスの質の向上

i 目的

サービスの質の向上機能では、各分野における現場の課題を踏まえた研修や先駆的な取組みの研修を実施することで、サービスの質の向上を図る。研修を通し、ケアマネジャー、高齢及び障害福祉の介護従事者、保育士、訪問看護師等の育成強化を図る。

ii 事業項目

- ・分野共通…保健福祉サービスの提供に関する全般的かつ基礎的な知識や技術の習得
- ・高齢・介護及び障害福祉分野…現場における課題を踏まえたスキルアップのための研修の実施
- ・子ども分野…保育に携わる人材のスキルアップのための民間事業者を対象とした研修の実施
- ・保健医療分野…訪問看護師等の技能知識等のレベル向上に関する取組みの実施

iii 施設整備

研修室、介護実習室、調理実習室等の諸室を整備する。

(d) 医療連携

i 目的

医療と各分野のサービスに関する意思の疎通を図るため、世田谷区・玉川両医師会、歯科医師会等との協力・連携のもと、基礎知識の習得等専門研修を実施し、医療連携の促進を図る。

ii 事業項目

- ・医療連携に向けた人材育成(医療の基礎知識の習得、医療連携の進め方等)

iii 施設整備

研修室等必要なスペースを確保する。

(e) 地域のリーダー研修

i 目的

地域のリーダーのスキルアップや福祉のまちづくりを担当する職員の育成を図る。

ii 事業項目

- ・地域のリーダー研修事業(福祉のまちづくり担当職員の育成、地域のリーダー向け研修)

iii 施設整備

研修室等必要なスペースを確保する。

(f) 事業者・団体等への研修支援

i 目的

関係機関のネットワークを構築し、情報交換や交流促進、事業者への支援等を通じ、地域の事業者・従事者のレベルアップを図る。

ii 事業項目

- ・事業者・団体等研修事業(関係機関ネットワークづくり、研修実施の相談、研修会等への講師派遣、交流促進、研修情報提供)

iii 施設整備

研修室等必要なスペースを確保する。

(g) 人材育成・研究の推進

i 目的

質の高い福祉サービスの提供や保健福祉の先進的な活動を発信するため、自ら研究に取り組むとともに、関係者の研究活動の

支援を行う。

また、研修の充実を図るため、各分野の調整、事業内容の確定、将来像のあり方の検討等を行うため、研修運営委員会を組織する。

ii 事業項目

- ・研究及び研究活動の支援
- ・研修運営委員会

iii 施設整備

研修室等必要なスペースを確保する。

②運営のあり方

専門人材や保健福祉の従事経験者を幅広く研修講師として活用する。施設については、拠点内や区内の事業所に貸し出すなど有効に活用する。運営の形態については、今後も引き続き検討を行う。

(5) 世田谷区医療救護本部

災害時に、区複合棟を転用して災害時の医療救護活動拠点とし、区の「災対医療衛生部」を設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と共同で医療救護体制を整え、「世田谷区医療救護本部」とする。

医療救護本部の具体的機能としては、以下の機能の導入を図る。

なお、その他に、災害時要医療者支援、健康危機対策用などの物品保管機能を有する。

①導入機能

災害時の活動は、保健センター、福祉人材育成・研修センター、初期救急診療所等の区複合棟の施設機能の転用を基本とする。

(a) 情報収集

i 目的

傷病者の状況把握、医療機関の被災状況把握、災害拠点病院等との連絡調整を行う。

ii 事業項目

- ・傷病者の状況把握(区災対医療衛生部)
- ・医療救護所の状況把握(区災対医療衛生部)
- ・医療機関等の被災状況把握(各医療関係団体)
- ・災害拠点病院等(医師会の協力、区災対医療衛生部)との連絡調整

iii 施設整備

防災用無線、衛星電話等の通信設備を設置し、災害時における情報の収集・整理・発信のための情報連絡室を設け、テレビ、ラジオ、被災状況表示用ボード等を配置し、パソコン、コピー機等の事務機器を有する。

(b) 医療救護所の支援

i 目的

医療救護所からの傷病者状況報告等に基づき、区災対医療衛生部と医師会等が協力して、人的・物的支援を行う。

ii 事業項目

- ・医療救護所の運営支援(人的・物的)
- ・重症患者の受入れ病院の確保等

iii 施設整備

災害時における医療救護所への人的・物的支援のための搬送手段等を確保する。

(c) 医療職受入れ(派遣)

i 目的

東京都や他自治体からの派遣や区内外からの医療ボランティアの受入れと、所要の医療救護所等への派遣調整を行う。

ii 事業項目

- ・医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の医療ボランティアの受入れ
- ・所要の医療救護所、病院等への派遣調整
- ・医療ボランティア等の宿泊支援

iii 施設整備

災害時に転用可能な、受付・事務スペース、医療ボランティアの待機・仮眠・シャワースペース及び食堂設備を確保する。また、これらに必要な物品保管施設を設ける。

(d) 医薬品ストックセンター

i 目的

発災後3日目以降(医薬品流通再開後)、医薬品ストックセンターを開設する。

ii 事業項目

- ・医療救護所からの医薬品の要請を受付
- ・卸売販売業者及び薬剤師会からの医薬品の調達(発注、集積、仕

分け)

- ・医療救護所への医薬品の供給

iii 施設整備

災害時における調達医薬品の集積・仕分け・梱包・搬送のためのスペース、受入れ・搬出動線の確保、医薬品・仕分け用物品等の保管スペースの確保

(e)医療救護本部の運営

i 目的

災害時に、区災対医療衛生部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健センター等で構成する「世田谷区災害医療運営連絡調整会議」を設け、災害医療コーディネーターが中心的な役割を担う。

ii 事業項目

- ・区災対医療衛生部(主に医療衛生総務・情報管理班)の設置
- ・「世田谷区災害医療運営連絡調整会議」の開催
- ・「世田谷区医療救護本部会議」(超急性期)の開催

iii 施設整備

災害時に転用可能な、上記の会議スペース、関係者のバックスペース、関係職員の活動スペースを設ける。

②運営のあり方

運営の形態については、今後も引き続き検討を行う。

4 民間棟において整備する施設機能

民間棟においては高齢者支援施設と障害者支援施設を設置し、それぞれ以下の施設を導入する。

<高齢者支援施設> <ul style="list-style-type: none">■ 介護老人保健施設■ 短期入所療養介護■ 通所リハビリテーション■ 訪問看護ステーション■ 療養通所介護■ 提案事業	<障害者支援施設> <ul style="list-style-type: none">■ 施設入所支援施設■ ショートステイ■ 児童発達支援■ 放課後等デイサービス■ 基幹相談支援センター■ 相談支援事業所■ 提案事業
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<高齢者支援施設>

高齢者施設においては、世田谷区が目指す“高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会”の実現を力強く推進する全区的な拠点として、以下の機能を一体的に整備する。

(1) 介護老人保健施設

介護老人保健施設においては、高齢者等の在宅復帰・在宅療養支援を目的として、以下の3つの機能の導入を図る。

① 導入機能

(a) 一般療養

i 目的

医療機関からの在宅復帰支援と在宅療養生活の継続を支援する在宅強化型とするとともに、痰(たん)の吸引や胃ろうによる経管栄養等の医療的ケアに取り組み、ターミナルケアに対応することにより、高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう支援する。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・ 一般療養事業(定員 40名)
- ・ 在宅強化型介護老人保健施設の運営
- ・ リハビリテーション機能や医療的ケアへの対応
- ・ ユニットケアの実施
- ・ 介護老人保健施設利用者に対するターミナルケアの実施

iii 施設整備

共同生活室や調理室等の関連諸室と個室(設備基準による内

法面積 10.65 m²(洗面・収納は含み、トイレは含まない)に実際の運用を踏まえたスペースを加えた面積を確保)10室を単位とした4ユニットを整備する。

(b) 認知症専門

i 目的

在宅強化型の介護老人保健施設のうち、特に認知症ケアを重視した在宅復帰・リハビリ機能を強化して、高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう支援する。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・認知症専門事業(定員 40名)
- ・在宅強化型介護老人保健施設の運営
- ・在宅復帰支援プログラムの実施
- ・ユニットケアの実施

iii 施設整備

共同生活室や調理室等の関連諸室と個室10室を単位とした4ユニットを整備する。

(c) 災害時二次避難所

i 目的

平常時における交流スペース等を活用し、介護などを必要とする災害時要援護者の二次避難所としての役割を果たす。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・災害時に高齢者等が避難生活を送る災害時二次避難所
- ・水・食料、毛布などの災害時物品を備蓄

iii 施設整備

必要施設は、交流スペース等の転用により確保する。

②運営のあり方

施設は民設民営とする。

なお、地域生活支援を総合的に行うことのできる施設を目指し、障害者支援施設と一体的に整備・運営を行う。

(2) 短期入所療養介護

短期入所療養介護においては、以下の機能の導入を図る。

①導入機能

(a)短期入所療養介護

i 目的

在宅療養生活の継続支援を強化するため、在宅強化型介護老人保健施設と一体となった短期入所療養介護機能を整備し、高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう支援する。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・短期入所療養介護事業(定員 20 名)

iii 施設整備

共同生活室や調理室等の関連諸室と個室 10 室を単位とする 2 ユニットを在宅強化型老人保健施設と一体的に整備する。

②運営のあり方

在宅強化型介護老人保健施設と一体的な運営とする。

(3)通所リハビリテーション

通所リハビリテーションにおいては、以下の機能の導入を図る。

①導入機能

(a)通所リハビリテーション

i 目的

在宅療養生活の継続支援を強化するため、在宅強化型介護老人保健施設と一体となった通所リハビリテーション機能を整備し、高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう支援する。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・通所リハビリテーション事業
- ・介護予防通所リハビリテーション事業

上記あわせて定員 30 名

iii 施設整備

通所リハビリテーションに必要な諸室を在宅強化型介護老人保健施設と一体的に整備する。

②運営のあり方

在宅強化型介護老人保健施設と一体的な運営とする。

(4) 訪問看護

訪問看護においては、以下の機能の導入を図る。

① 導入機能

(a) 訪問看護ステーション

i 目的

在宅療養生活の継続支援を強化するため、在宅強化型介護老人保健施設と一体となった訪問看護ステーション機能を整備し、高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう支援する。

ii 事業項目／定員・回数等

・訪問看護事業(定員 30 名／日)

iii 施設整備

施設面では、カンファレンスルーム等の諸室を在宅強化型介護老人保健施設と一体的に整備する。

② 運営のあり方

在宅強化型老人保健施設と一体的な運営とする。

障害者施設との連携を行い、地域生活支援を総合的に行うことのできる施設を目指す。

(5) 療養通所介護

療養通所介護においては、以下の機能の導入を図る。

① 導入機能

(a) 療養通所介護

i 目的

在宅療養生活の継続支援を強化するため、在宅強化型介護老人保健施設と一体となった療養通所介護機能を整備し、高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう支援する。なお、難病等を有する重度要介護者、またはがん末期患者を利用対象とする。

ii 事業項目／定員・回数等

・療養通所介護事業(定員 9 名)

iii 施設整備

施設面では、食堂・機能訓練室、静養室、浴室等の諸室を在宅強化型介護老人保健施設と一体的に整備する。

②運営のあり方

在宅強化型介護老人保健施設と一体的な運営とする。

(6) 提案事業

世田谷らしい地域包括ケアシステム構築に必要な追加機能について事業者の提案を求める。ただし、事業内容としては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など在宅療養生活の継続支援の強化に資する事業を想定する(住宅系サービスを除く)。

<障害者支援施設>

障害者支援施設においては、せたがやノーマライゼーションプランならびに世田谷区障害福祉計画(第3期)の基本理念である「安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現」を目指して、障害者の地域生活を支える拠点として、以下の機能を一体的に整備する。

(1) 施設入所支援施設

障害者の地域生活への移行・継続支援を目的として、以下の5つの機能の導入を図る。

①導入機能

(a) 施設入所支援

i 目的

地域生活支援型施設として位置づけ、入所時のアセスメント、モニタリング、関係機関との調整により地域生活への移行を支援する。施設を退所する障害者が地域で安心して暮らせるようアフターケアに取り組む。併設の日中活動施設や相談支援等多機能施設としての相乗効果も得ながら、地域での自立した生活を支援する。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・障害者総合支援法に基づく施設入所支援(定員60名)
- ・個人ごとに地域移行に関する目標設定
- ・アセスメントに基づく訓練プログラムの実施
- ・医療的ケアを含む適切な支援体制の整備
- ・生活体験の場の提供

iii 施設整備

個室10室(設備基準による内法面積9.9㎡(収納設備等は含ま

ない)に実際の運用を踏まえたスペースを加えた面積を確保)を単位とした関連諸室を含む6ユニットを整備する。なお、うち10室は地域移行が近い入所者が使用する生活体験型ユニットとする。

(b) 日中活動(生活介護)

i 目的

昼間、入浴や排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供する。施設入所支援と一体となった効果的な支援を行う。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・ 障害者総合支援法に基づく生活介護(定員 60 名)
- ・ 入浴・排せつ・食事等の介護
- ・ 創作活動や生産活動に関するプログラムの実施
- ・ 医療的ケアを含む適切な支援体制の整備

iii 施設整備

訓練作業室、生活訓練室、多目的室、食堂、相談室等の諸室を整備する。

(c) 日中活動(自立訓練)

i 目的

機能訓練では、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間身体機能の向上のために必要な訓練を行う。生活訓練では、知的・高次脳機能障害者に対して一定期間生活能力の向上のために必要な訓練を行う。いずれも施設入所支援と一体となった効果的な日中活動を提供する。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・ 障害者総合支援法に基づく自立訓練(定員 20 名)
内訳：機能訓練・生活訓練(定員各 10 名)
- ・ アセスメントに基づく訓練プログラムの実施
- ・ 医療的ケアを含む適切な支援体制の整備

iii 施設整備

訓練作業室(自立体験室)、作業療法室、多目的室(活動室)、食堂、相談室等の諸室を整備する。

(d) 災害時二次避難所

i 目的

平常時における地域交流スペース等を活用し、障害者等の二次避難所としての役割を果たす。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・災害時に障害者等が避難生活を送る災害時二次避難所
- ・水・食料、毛布などの災害時物品を備蓄

iii 施設整備

必要施設は、地域交流スペース等の転用により確保する。

(e) 光明特別支援学校との連携

i 目的

施設の運営にあたり、隣接している光明特別支援学校との連携により、障害者支援施設の拠点機能を高める。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・具体的な内容は今後調整予定

②運営のあり方

施設は民設民営とする。

なお、地域生活支援を総合的に行うことのできる施設を目指し、高齢者支援施設と一体的な整備・運営を行う。

また、障害者支援施設においても、施設入所支援と日中活動・ショートステイが一体的、効果的に運営される工夫を講じる。

医療的ケアを含む支援体制を施設内で整備するとともに、拠点内で地域移行・地域定着・地域生活の相談支援を行う指定一般相談支援、指定特定相談支援等の相談支援事業所と円滑な連携を図る。

(2) ショートステイ

ショートステイにおいては、以下の機能の導入を図る。

①導入機能

(a) 短期入所

i 目的

障害者等の家族を支援するため、介護者が介護できないときに障害者を短期間受け入れて介護を行う。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・障害者総合支援法に基づく短期入所(定員 20 名)

- ・緊急受入用を確保する。
- ・医療的ケアを含む適切な支援体制の整備

iii 施設整備

ショートステイとして居室 20 室、関連諸室を整備する。
 なお、食堂兼リビングはユニットと近い規模を想定する。

②運営のあり方

医療的ケアを含む支援体制を施設内で整備するとともに、多機能施設のメリットを生かして人員についても効率的な体制で運営する。

(3) 児童発達支援

児童発達支援においては、以下の 3 つの機能の導入を図る。

①導入機能

(a) 児童発達支援事業

i 目的

身近な地域の障害児支援の拠点として、地域にいる障害児や家族への支援、地域の障害児を預かる施設に対する支援の実施など、地域支援を行う。なお、当該事業は総合福祉センターで実施する当該事業を移行するものである。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・児童福祉法に基づく児童発達支援事業(定員 50 名)
- ・障害児への日常生活動作の指導や知識や技能の提供(グループ訓練を原則とする。)
- ・医療的ケアを含む適切な支援体制の整備

iii 施設整備

指導訓練室、事務室等の諸室を整備する。

(b) 障害児相談支援

i 目的

障害児支援利用援助及び継続障害児利用援助を行う。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・児童福祉法に基づく障害児相談支援
- ・障害児支援利用計画の作成
- ・地域の児童及びその家庭からの相談への対応

iii 施設整備

児童発達支援施設内に必要なスペースを確保する。

(c) 保育所等訪問支援

i 目的

保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対し、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する。区単独事業の保育所等への技術支援もあわせて行う。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・児童福祉法に基づく保育所等訪問支援
- ・保育所等への技術支援

iii 施設整備

児童発達支援施設内に必要なスペースを確保する。

②運営のあり方

現在の総合福祉センターでの事業を継承しながら、障害児の生活能力の向上を支援するため、ユニバーサルデザインを考慮し、障害児の使いやすい施設の運営を行う。

(4) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスにおいては、以下の機能の導入を図る。

①導入機能

(a) 放課後等デイサービス

i 目的

就学後の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・児童福祉法に基づく放課後等デイサービス／定員 50 名
- ・就学後の障害児に対する放課後や夏休み等の長期休暇中における生活能力向上のための訓練等の実施

iii 施設整備

施設面では、指導訓練室、遊戯室、相談室、トイレ等の諸室を児童発達支援施設内に整備する。

②運営のあり方

障害児の生活能力の向上を支援するため、ユニバーサルデザインを考慮し、障害児の使いやすい施設の運営を行う。医療的ケアについては、

施設内の児童発達支援の看護師を活用するなど、効率的な運営を図る。

(5) 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターにおいては、以下の機能の導入を図る。

① 導入機能

(a) 基幹相談支援センター

i 目的

基幹相談支援センターとして、地域の相談支援の中核的役割を担う。

ii 事業項目／定員・回数等

- ・障害者総合支援法に基づく相談支援(地域生活支援事業の基幹相談支援センター等機能強化事業)
- ・基本相談支援(障害者等からの相談への対応、サービス事業者との連絡調整等)
- ・拠点内の障害者児相談支援事業者等の支援
- ・世田谷区自立支援協議会の事務局、相談支援連絡会の開催と運営支援
- ・区内の相談支援事業者の統括・連絡調整、人材育成
- ・権利擁護

iii 施設整備

相談室、事務室、相談窓口、会議室等の諸室を整備する。

② 運営のあり方

区の障害者相談支援機能の中核的拠点として、区内事業所をはじめ、拠点内入所施設機能や日中活動施設、児童発達支援事業等とも連携しながら運営を行う。

(6) 相談支援事業所

相談支援事業所においては、以下の機能の導入を図る。

① 導入機能

(a) 指定一般相談支援

i 目的

施設入所支援施設入所者の地域移行支援及び地域移行後の定着支援を行う。同時に地域で単身等で生活する障害者への地域定着支援も行う。

- ii 事業項目／定員・回数等
 - ・ 障害者総合支援法に基づく地域相談支援
 - ・ 拠点内の入所支援施設と連携して地域移行及び地域移行後の定着支援
 - ・ 地域で単身等にて生活する障害者への地域定着支援
- iii 施設整備
 - 施設面では、相談室、事務室、相談窓口、会議室等の諸室を基幹相談支援センター内に整備する。

(b) 指定特定相談支援

- i 目的
 - 施設入所支援施設内において、地域移行後のサービス等利用計画を作成し、必要なサービスのマネジメントを行う。
- ii 事業項目／定員・回数等
 - ・ 障害者総合支援法に基づく地域相談支援
 - ・ 拠点内の入所支援施設内における地域移行後のサービス等利用計画の作成、必要なサービスをマネジメント、体制整備に係るコーディネートの実施
- iii 施設整備
 - 相談室、事務室、相談窓口、会議室等の諸室を基幹相談支援センター内に整備する。

② 運営のあり方

施設入所支援、短期入所、日中活動、基幹相談支援センター等、施設内の他機能と連携し、障害者の地域生活を支えるための相談支援を行う。

(7) 提案事業

地域移行型施設の充実のために必要な追加機能について、事業者の提案を求める。ただし、事業内容としては、就労移行支援・就労継続支援、居宅介護支援など施設を退所する障害者が地域で安心して暮らせるための事業を想定する(住宅系サービスを除く。)。

6 維持管理の考え方

拠点における維持管理については、各施設を整備した主体がそれぞれ自らの費用と責任で行うことが基本となる。ただし、防災・交流広場など一体的な拠点として整備する空間や、駐車場や駐輪場など各施設機能が共有する施設・設備も想定され、こうした空間や施設・設備については一体的に維持管理するなどの工夫を行う必要がある。

想定される業務内容

- ・ 建築物保守管理・建築設備保守管理業務
 - ・ 植栽管理業務
 - ・ 保安警備業務
 - ・ 駐車場管理業務
 - ・ 清掃業務
- 等

7 全体調整の考え方

拠点全体が担うべき役割として「身近な地域のサービスをバックアップ・補完する機能」と「今後の取組みをリードしていく先駆的機能」を果たすこととしている。

拠点には、広範多岐にわたる施設機能が整備される。これらの施設機能が集積するという利点を生かし、相乗効果により個々の施設機能が区全体をリードし、跡地全体としての機能を向上させることで、拠点が担う役割を確実に果たしていく。

そのためには、拠点内の施設間、拠点外の施設との連携を調整するなど、拠点全体をコントロールする機能としての「全体調整機能」が不可欠である。

拠点到求められる全体調整機能として、「拠点運営機能」、「地域交流ネットワーク機能」、「共同維持管理機能」の3つの機能が必要と考える。

その他、整備(設計・施工)段階における全体調整機能は、事業手法を検討する中であわせて整理する。

1 全体調整機能の内容

(1) 拠点運営機能

① 区複合棟と民間棟の運営に関する調整機能

(a) サービス水準の維持とモニタリング機能

拠点内の各施設に係るサービス水準(目標)を区で設定し、運営事業者等に対し契約で履行を求める。サービス水準維持と向上、モニタリングは各施設の運営者が責任を持って行うとともに、区に対し定期的に報告を行う。

全体調整機能を担う主体は、区の依頼により報告内容について、必要に応じて利用者・事業者の意見聴取などを行い、サービス水準が維持されているかなど検証を行い、必要に応じて提言を行う。

また、拠点運営では、今後の国の制度変更や区民ニーズの変化など、様々な社会状況の変化に対応するため、各施設でのサービス水準の見直しが必要になることも想定され、こうした新たなサービス水準の提示、質の確保、向上に係る提言等を行う仕組みづくりについても拠点運営機能の中で検討する。

(b) 先駆的取組みの実施

各施設や人材の連携・協力体制を構築し、複合的な要因による困難事例への対応の実践、国等の動向を踏まえたモデル的事業の実施等の取組みを進め、その成果を地域へ発信する。

②拠点内運営と連携、拠点外施設との連携に関する調整機能

拠点全体の一体性確保やノウハウの集積と地域への発信、バックアップを促進するための取組みとして、以下を行う。

(a) 区複合棟の運営に関する調整機能

例) ・区複合棟内スタッフ会議の開催

(b) 区複合棟と民間棟の連携に関する調整機能

例) ・区複合棟と民間棟での合同会議等の設置

(c) 拠点全体としての運営機能

例) ・拠点としての年間スケジュールの調整
・拠点内会報・年報の発行
・地域の福祉保健施設向け、区民向け情報誌の発行等による情報発信
・防災・交流広場等の利用調整
・災害時の対応訓練

(d) 地域の福祉保健施設、団体等との連携調整機能

例) ・各施設と地域の福祉保健施設や関係団体等との機能連携に係る拠点内スタッフ会議の開催（情報共有、意見交換等）
・国・都などの関係機関、社会福祉協議会、区内病院や医療機関、医師会・歯科医師会・薬剤師会などの関係団体との連絡会の設置（情報共有、意見交換等）
・都立光明特別支援学校との情報交換、意見交換等

(2) 地域交流ネットワーク機能

本事業では、拠点機能の発揮にあわせて、世代や障害の有無等を超えた多様な交流が生まれ、相互理解が進むような機能、仕組みを導入することが必要である。具体的には、以下のような取組みを行う。

①多様な交流の創出機能

拠点を核とした、世代や障害の有無等を超えた多様な交流を創出し、地域交流のモデルを構築する。

例) ・保健医療福祉に関する全区的なセミナー・イベントの開催
・拠点における地域交流のモデルづくり、構築したモデルについての対外発信
・障害者等が従事し、施設利用者、その他の区民等との交流を生む、喫茶・飲食スペース（オープンカフェを含む）の設置

②周辺地域との交流・ネットワーク機能

地元町会自治会、商店街との交流、地域での防災活動の実施に向け、企画や拠点内施設間の調整、実施支援を行う。

- 例)
- ・交流広場での季節イベントの企画・開催支援
 - ・地域交流まつりの企画・開催支援
 - ・地域での防災や商店街イベントへの協力
 - ・区民に対する拠点施設見学会や説明会の企画・開催支援

③関係団体との交流・ネットワーク機能

関係団体と拠点内施設との交流や、団体間相互交流を活性化させる事業やイベントの実施に向けて、拠点内施設間の調整や実施支援を行う。

- 例)
- ・関係団体との交流の企画や実施支援
 - ・事業やイベントの企画・開催支援
 - ・団体等に対する拠点施設見学会や説明会の企画・開催支援
 - ・都立光明特別支援学校との相互協力事業に対する支援

(3) 共同維持管理機能

区複合棟の施設・設備等及び、拠点内の防災・交流広場、駐車場、駐輪場、植栽等に関して、一括した維持管理を行う。

- 例)
- ・区複合棟の建築物・建築設備保守管理業務
 - ・拠点の外構施設保守管理業務
 - ・拠点内の植栽管理
 - ・拠点内の清掃

※外構施設とは、建物の外にある構造物全体のことを言い、防災・交流広場、駐車場、駐輪場を含む。

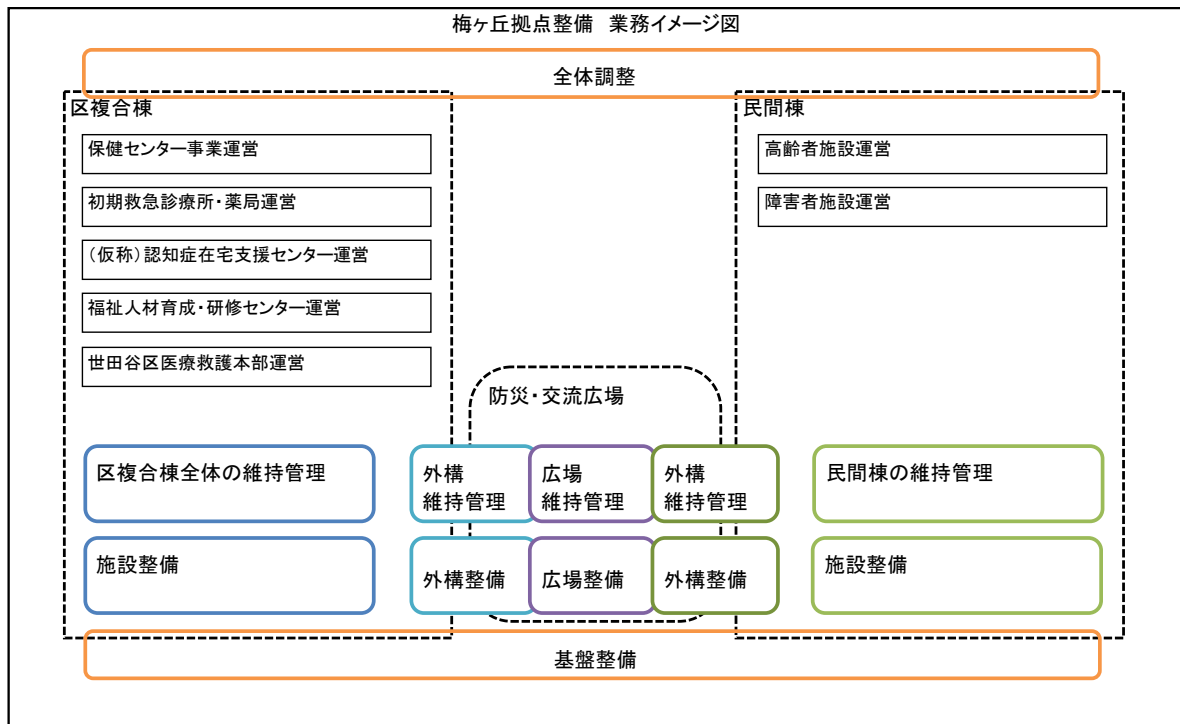
2 実施主体

上記 1 で整理した各機能はそれぞれ内容が異なり、したがって各機能を担う主体もそれぞれ異なるものと考えられる。今後も引き続き、全体調整機能の各機能の担い手について検討を行っていく。

8 事業手法

1 前提の整理

この拠点整備事業の対象業務は、これまでに述べてきたとおり、基盤整備、多様な機能の施設整備、運営、維持管理と多岐にわたり、民間事業者との適切な役割分担と連携により実現していく必要がある。



拠点全体の効率的かつ効果的な整備の観点からは、区複合棟と民間棟を一括して整備することも考えられる。しかしながら、民間棟を対象とした社会福祉施設等整備費補助金を受けるにあたっては、社会福祉法人等が建設会社を入札により選定しなければならない旨の要件があり、区が設置主体となる区複合棟との整備を一体的に発注することは困難である。

そのため、区複合棟と民間棟の整備については、それぞれ分けて検討することとする。また、基盤整備については、土地所有者となる区が行う。そうした中であって、拠点の一体性を担保し、施設機能の集積等による相乗効果を創出する全体調整機能の役割はますます重要になると考えられる。そのため、施設的设计・建設を行う段階、その後事業を運営する段階といったそれぞれの段階において、適切にコーディネートが行われるよう、全体調整の仕組みを十分に組み込んでおく必要がある。

2 区複合棟、基盤整備

区複合棟には、広範多岐にわたる施設機能が含まれており、その相互連携が必要である。また、跡地利用にあたり、基盤整備が必要となり、基盤整備と区複合棟の施設建設との密接な連携も求められる。一方で、平成31年の開設を目指している。区複合棟については、こうした点を念頭に置いたうえで、効率的かつ効果的な整備を行うための手法を検討する必要がある。

効率的かつ効果的な整備を行うための手法のひとつに「包括発注方式」がある。「包括発注方式」は、設計と施工など、複数の業務を包括して発注するもので、包括の範囲としては、設計と施工を包括するパターン、さらにはこれに維持管理や運営も含めるパターンなどもある。複数の業務を包括して発注するため、業務間の調整が取りやすい、複数の業務に対し窓口の一元化が図られるといったメリットが期待できる反面、受注者に任せる範囲が広い分、発注者側の意思決定に基づく関与がしづらく、要望が反映されにくいといったデメリットがある。

区複合棟は、前述のとおり広範多岐にわたる施設機能が含まれており、基盤整備も付随する。区以外の関係者とも綿密な協議を進めながら、整備内容の詳細を決定し、実現していかなければならない。また、区複合棟のような保健医療福祉施設は制度や環境等の変化を受けやすく、設計・建設段階、運営段階においても変更対応が必要になることも考えられる。「包括発注方式」は公共施設を効率的かつ効果的に整備するための有効な方法ではあるが、本事業の特徴をよく踏まえ、今後他の手法も含め検討し、現実的な視点で選択していく必要がある。特に、事業運営については、その専門性、特殊性から、包括発注に含める場合は、参入を希望する事業者が減り、適正な競争とならない恐れがある。

なお、「包括発注方式」を採用しない場合は、設計や施工など個別の業務を別々の事業者が請け負うことになるため、その連携をとるコーディネート機能やコスト等をチェックする機能が必要となるが、これについては、第三者の技術的支援を受けることにより補完することも可能である。

3 民間棟

民間棟については、民間事業者にて定期借地（事業期間50年）で貸し付け、事業者が建物整備並びに維持管理を実施する（民設民営）方式で行う。事業者は社会福祉法人もしくは社会福祉法人を代表とするグループとし、施設整備及び長期にわたる運営に必要な能力を有する事業者を公募、選定する。

9 事業者選定の考え方

民間棟に係る事業者の選定においては、公募型プロポーザル方式によることを基本とし、公正、適切に事業者を審査、選定する。事業者の公募にあたっては、区の意図を事業者に明確に伝達し、あわせて事業者の創意工夫を最大限に誘発するため、施設に求める水準や成果をとりまとめた要求水準書を示す。選定された事業者は、この要求水準書に基づき施設を整備し、運営を行う。また、応募する事業者に拠点が目指すものを十分に理解してもらうため、上述の要求水準書のほか、事業実施方針の公表及びこれに伴う事業者との対話の実施など、丁寧かつきめ細かい対応を行っていく。

なお、事業者の選定は学識経験者等を委員とする審査会において行うことを想定する。

10 事業経費

- ・施設整備等の初期投資経費については、民間棟は民設民営による事業者負担とするとともに、基盤整備、区複合棟の整備にあたっては設計時に維持管理を意識した創意工夫を行うなど、トータルコストの縮減を図る。
- ・施設運営、施設維持経費については、今後公表予定の事業実施方針の中で施設整備内容の適正規模等を示し、事業の健全運営を保持しつつ、後年度負担を極力低減する。
- ・この拠点整備に伴う移転公共施設跡地の売却の検討等を含め、広く財源確保に努めるとともに、起債活用により財政負担の平準化を行う。

(区必要経費の概算試算)

- ・下記想定経費については、調整プラン策定時の区試算であり、今後の詳細検討に伴い増減する可能性がある。

区分	概算試算	
初期投資	用地取得	95億円程度
	区複合棟・基盤整備	66億円程度
	民間棟整備補助	2億円程度
	小計	163億円程度
運営経費 (新規増分)	区複合棟維持運営	1.8億円程度
	民間棟運営支援等	1.2億円程度
	介護・障害サービス 給付費(区負担分)	1.6億円程度
	(1年あたり) 小計	4.6億円程度
	(50年分で)	229億円程度
合計	(運営50年分で)	392億円程度

11 スケジュール、事業期間

1 スケジュール(予定)

- ・ 25年度 整備プランの策定と公表
事業実施方針公表・事業者との対話
- ・ 26年度まで 土地開発公社により跡地を先行買収
- ・ 26年度 事業者公募、審査、決定
- ・ 27～28年度 設計（基本設計、実施設計）
- ・ 28年度まで 起債等を活用し用地を買戻し
- ・ 29～30年度 基盤整備工事、施設建設工事
- ・ 31年度 開設

※ 施設開設時期は31年度の予定とするが、整備機能に関する助成制度等、国や都の動向の把握に努め、慎重かつ柔軟に対応していく。

2 事業期間

民間棟の事業期間は事業者の安定的な事業運営に資するよう配慮し、整備（設計、施工）に4年、運営は50年を基本とする。

12 整備プラン策定に係る今後の予定

整備プランの内容の検討は今後も継続し、本素案をもとに実施するパブリックコメント等の結果や説明会での意見、区議会での議論、有識者の助言等を踏まえ、本年 11 月には案を公表し、12 月には成案として決定する予定である。

平成 25 年 6 月	整備プラン（素案）作成・公表
6～8 月	パブリックコメント、素案説明会、 地元町会・関係団体説明等
9～11 月	整備プラン作成に係る有識者会議の開催
11 月	整備プラン（案）作成・公表
12 月	整備プラン策定・公表

No 1061

梅ヶ丘拠点整備プラン（素案）

平成25年6月

発行 世田谷区

編集 世田谷区 梅ヶ丘拠点整備担当部 梅ヶ丘拠点整備担当課

〒154 - 8504 世田谷区世田谷4-21-27

TEL 03-5432-2939

FAX 03-5432-3017

<http://www.city.setagaya.lg.jp/>

